

**議会基本条例（素案）に対する
パブリックコメントの実施結果報告**

1. 意見募集の期間 平成 25 年 12 月 17 日（火）～平成 26 年 1 月 15 日（水）
2. 意見提出者数 4 名
3. 意見の概要と議会の考え方（案）

NO.	意見の概要	意見に対する議会の考え方
1	第 1 条の見出しが「(趣旨)」とあるが、「(目的)」とするべき。	逗子市がこれまでに定めてきた条例では、第 1 条に条例を制定する趣旨を述べるのが慣例となっています。また、目的は趣旨に含まれているとも考えています。
2	第 2 条の見出しが「(他の条例との関係)」とあるが、「(最高規範性)」とするべき。	議会基本条例を、憲法のような「議会運営における最高規範」と位置付ける地方議会もあります。逗子市議会でも第 2 条で「この条例の趣旨に反した議会運営に関する条例、規則等を制定してはならない」と定めましたが、一方で、地方議会が定める条例はすべて対等であり、条例間で憲法と法律のような上下関係を規定することは馴染まないと考えました。従って、この条例の性質が、議会運営の基本であることを説明するための見出しとしては「他の条例との関係」がふさわしいと判断したものです。
3	第 5 条で、議員間の自由な討議を「議員間討議」としているが、「自由討議」とするべき。	議会基本条例を制定した地方議会のいくつかでは、議員間の自由な討議のことを「自由討議」と称しています。ところが、逗子市議会では、「議員間討議」の方がより実態を分かりやすく表現できると考えて採用したものです。

4	第6条で、「議会報告会は別に定める」となっているが回数など具体数値を盛り込むべき。	議会基本条例を制定した地方議会の中でも、議会報告会の開催回数などの詳細については、条例とは別に定めることが多くなっています。逗子市議会でも詳細については、この条例とは別に定める予定です。
5	第6条に、市民が参加して構成される「議会モニター」のような制度を設けるべき。	北海道栗山町議会で採用されており、市民が原則無償で参加し議会運営に提言等を行う制度です。栗山町議会では、議会基本条例を制定し、その後の運用の中で、議会モニターが条例改正により制度化されました。逗子市議会でも、この条例を制定した後の運用で、導入是非の検討を行ってまいります。
6	第7条に、市長の反問権を認め制度化するべき。	議会は、議員が市民の代表として、市長等に対する質問を行う場であり、この権利は正当な理由がなく侵害されてはなりません。しかし、市長等に対して「議員の質問に反問する権利」を与えると、これを否定することにつながります。ただし、議員が趣旨の曖昧な質問を行うと、市長等は十分な答弁をすることができません。従って、この条例の第7条3項で、「議員の質疑等に対して、(中略)その趣旨を確認するための発言をすることができる」という制度を条文化いたしました。
7	第7条2項で定める市長等との質疑応答は、「一問一答式」のみとするべきである。	逗子市議会が質疑応答に「一問一答式」を導入したのは平成13年です。また、現在の任期中では、議員全員が「一問一答式」のみで質疑応答を行うなど、方式の特定を行う必要がないと考えました。

8	第8条で定める7項目の説明を行政側に課すと、資料や答弁時間が膨大になるのではないか。	逗子市議会では、これまでも予算審査などに際しては、第8条で定めた項目の資料を請求しており、これを改めて制度化したものです。また、答弁が簡潔に済むように資料を充実させ、その資料もすべて電子化し、タブレット端末で閲覧する体制が整っています。従って、審査時間が大きく延長したり、膨大な資料で経費増につながるようなことはないと考えています。
9	第9条の「具体的な数値を盛り込んだ図表や写真、イラスト等を多用した分かりやすい議案等の説明資料」が指すものとは何か。	従来の議案書とは別に、議案の関連資料を充実させることを規定しています。説明資料の増加も見込まれますが、すべてデータ化したうえでタブレット端末を通じた閲覧となるため経費増にはつながりません。
10	第11条2項にある「政務活動機能」が指すものは何か。	地方自治法第100条第14項で定められている政務活動費と同じ考え方に立っています。それは、議会活動と議員活動の一部であり、詳細については、「逗子市議会政務活動の交付に関する条例」で定めています。
11	第14条第2項にある「学識経験等を有する者等」に助言等を求めた際に、報酬等の費用は発生するのか。	別途規程を定め、日当等の報酬額を支払うことを予定しています。
12	第15条にある「交流及び連携の推進」が指すものとは何か。	逗子市に視察等で来られた際に限らず、議員自らが積極的に他市の地方議員と日頃より交流し、情報交換等を行うことを推進することとなっています。

13	第16条第3項にある「参考人制度及び公聴会制度」を積極的に取り組むべきではないのか。	逗子市議会では、公聴会制度の活用はありませんが、参考人制度は積極的に活用しています。直近の事例は、平成23年11月「海水浴期間中の逗子海岸について」という調査で、逗子海岸営業協同組合理事長1名と、海の家経営者1名を参考人制度で教育民生常任委員会に招致しました。今後は、参考人制度はもちろん公聴会の活用を模索してまいります。
14	第18条にある議会図書室の管理について、市民が自由に使えるように開放されているのか。	「逗子市議会図書室規程」の第3条で、「図書室は、市議会議員のほか、市職員及び議長が必要と認める者が利用できる。」と定めています。これは、議会図書室に市内でも数冊しか残されていない資料等も蔵書されており、管理運用面からこのようにさせていただいております。
15	第19条にある議会事務局の体制整備が指すものとは何か	議員の活動をサポートする議会事務局の調査及び政策法務機能の充実を図ることで、議員が条例や政策などの提案がより行いやすくするためのものです。
16	第20条の議員研修会は、政務活動費の範囲で対応するべきではないのか。	政務活動費では、議員や会派単位で調査研究課題に沿う視察や研修会に参加します。この議員研修会は、議員全員が参加することで、課題や情報などを共有することが目的であることから、議会費による支出が妥当と判断いたしました。
17	第21条の広報広聴活動に市民を参加させる考え方はなかったのか。	議会の広報広聴活動に市民を参加させる事例は珍しくありません。この条例を制定した後で、具体的な検討を行ってまいります。

18	第22条にある議員定数は、人口増減に比例して決定するような考え方はなかったのか。	国会、地方議会ともに議員定数に対する考え方は多様です。従って、今後とも議員定数のあり方について、協議を行っていく必要を感じています。
19	第22条にある議員報酬は、どのように決まっているのか。	「逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で、議長、副議長、議員の報酬月額が定められています。また、この報酬月額を改める際は、「逗子市特別職職員報酬等審議会条例」に基づく逗子市特別職職員報酬等審議会（報酬審）の決定が必要です。なお、議員自らが報酬審のメンバーになることはできません。
20	第24条の見直し手続は、特別多数決でなければ改正できないような規定とすべきだったのではないか。	地方自治法で定められた事項以外に、特別多数決を必要とする事項について、現在のところは、その必要性を感じておりません。
21	議長選挙は、本会議場において所信表明をする規定を追加すべきではないか。	逗子市議会では、議長選挙の際に、議長候補者が本会議場において特例で所信表明を行った前例があります。従って、議長候補者全員の了承があれば、本会議場で所信表明を行うことができることから条例化の必要がないと考えました。